

権利関係①⑨ 「不法行為」



1. 一般的不法行為とは？
2. 特殊的不法行為とは？
3. 損害賠償請求権の期間の制限は？

1. 一般的不法行為

故意又は過失により他人の権利や法律上保護される利益を違法に侵害し損害を与えた者は、その損害賠償義務を負う

＊ 慰謝料請求権が発生する場合

- ・ 身体・自由もしくは名誉を侵害された場合
- ・ 財産を侵害された場合
- ・ 財産以外の損害(精神的苦痛等)があった場合

被害者が死亡(即死)した場合～相続の対象となる

＊ 不法行為に基づく損害賠償義務は、不法行為のとき(損害の発生時)から履行遅滞となる

2. 特殊的不法行為

①使用者責任

従業員(被用者)が仕事上の不法行為で他人に損害を与えた場合に、被害者に対して使用者が損害を賠償する責任

＊ 使用者責任の成立要件

被用者に不法行為責任が成立すること

＊ 使用者責任の効果～

・被害者は、被用者・使用者の双方に損害賠償を請求できる

・被害者に損害を賠償した使用者は、信義則上相当と認められる限度内で、被用者に求償できる

2. 特殊的不法行為

②共同不法行為

数人が客觀的に共同して他人に損害を与えた場合、加害者が被害者に対して連帯して損害を賠償する義務を負う

＊被害者は、加害者の全員に対して損害の全額を同時に請求できる

③工作物責任

土地の工作物の設置・保存の瑕疵のため他人の損害を与えた場合、被害者に対してする損害賠償責任

③ 工作物責任の続き
最初に責任を負う



工作物の占有者(損害発生を防止していた)



工作物の所有者(責任は免れない)

* 他に責任を負う者があるときは、賠償した占有者・所有者は、その者に求償権を行使できる(工作物を作った請負人等)

3. 損害賠償請求権の期間の制限

不法行為による損害賠償請求権は、以下の場合、時効によって消滅する

- ① 被害者又はその法定代理人が、**損害及び加害者を知ったときから3年間**行使しないとき
- ② **人の生命又は身体を害する不法行為**による損害賠償請求については、**5年間**行使しないとき
- ③ **不法行為のときから20年間**行使しないとき